

第3条 職員の就業、給与、定年については別に就業規則、給与規程等で定める。

2. 前項における規則、規程等の変更は理事会の承認を得るものとする。

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は、理事会において出席構成員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

第5条 この規程は平成17年5月16日第43回通常総代会の議決により実施する。

### ◎災害見舞互助会規程

(目的)

第1条 三重県美容業生活衛生同業組合(以下組合という)の組合員が、災害により、その財産に損害を被った場合、この規程により見舞金の支給、緊急支援、又必要な場合復旧支援を行う。

(範囲)

第2条 前条の見舞金及び支援の対象は、地震、台風、風水害等により災害救助法の適用を受けた地域、又は公的罹災証明書が発給された店舗とし、組合共済会第4条3)に該当しない範囲とする。

2. 前項以外の災害または範囲で、理事長及び運営委員が協議し、特に必要と認められた場合は前項の規定に拘わらず、見舞金及び支援の対象とすることができる。

3. 前2項の対象とは店舗の営業に直接影響するものに限り、看板・外装・駐車場等は除く。

(見舞金及び支援)

第3条 災害に対する見舞金の額は五万円以内とし、支援の内容、方法については、その状態、状況に応じ理事長及び運営委員の協議により決定する。

(調査及び報告)

第4条 支部は、組合から被害状況の報告を求められたときは速やかに調査し、公正な報告をする。

2. 前項の報告に際しては、被災組合員の、店名・氏名・住所、被害状況等を文書にて組合事務局へ届ける。

(見舞金の請求及び支援要請)

第5条 被災組合員は災害見舞金請求書(支援要請書)に、その被災状況の詳細を証明できる罹災証明書及び写真等を添付して請求する。

2. 前項の被災組合員が復旧支援も必要な場合は災害見舞金請求書(復旧支援要請書)に必要事項を記入し要請する。

3. 前2項の請求及び要請を組合員本人が不可能な場合は、その親族(配偶者及び1、2親等者)が当該支部長の承認のもと代理申請することができる。

4. 第3項の請求及び要請が不可能な場合、当該支部長はその請求及び要請を組合員に代わり代理申請することができる。

5. 前各項の請求及び要請は、その事由が発生した日から6ヶ月以内に行われなければならない。その権利は消滅する。

(運営委員)

第6条 本会に理事長(運営委員長)、及び理事長の指名により組合役員の内から運営委員3名を置く。

2. 運営委員は運営委員会を組織し、本規程に定められた業務を協議、運営する。

(基金)

第7条 本会の目的を達成するため、災害見舞互助会基金を毎年度、組合員から徴収する。

2. 災害見舞互助会基金の単年度徴収額は組合理事会で決定する。

3. 災害見舞互助会基金の残額が不足した場合は、運営委員会によりその額と時期を決定し、組合員から特別に徴収することができる。

(会計)

第8条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとし、基金会計の収支報告を毎事業年度終了後2ヶ月以内に組合理事会に報告し、承認を得るものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は組合理事会において、出席構成員の過半数の議決を必要とする。

(規程の実施)

第10条 この規程は平成17年7月4日第2回理事会の議決により、即日施行する。

2. この規程は平成 30 年 12 月 3 日第 5 回理事会の議決により、即日施行する。

### ◎特別組合員規程

(目的)

第 1 条 この規程は、三重県美容業生活衛生同業組合（以下組合という）に長年貢献し、高齢化又は病気等により少なからず営業に支障をきたす、という状況にあるものの、組合運営に引き続き協力したいと希望する組合員を、特別組合員として優遇し、組合組織の強化発展に寄与することを目的とする。

(資格)

第 2 条 特別組合員とは以下の各号全てに該当する者を言う。

- 1) 組合員又は家族従業員の単独営業であること
- 2) 組合加入後満 30 年（通算）を経過していること
- 3) 年齢が満 70 歳以上であること
- 4) 体調不良や介護等やむをえない事由により定休日以外に頻繁に休業したり営業に支障をきたしたりしていること

(申請)

第 3 条 前条の各号全てに該当する組合員で、希望者は特別組合員申請書を支部を経由して理事長へ提出することができる。

2. 特別組合員は、第 2 条各号のいずれかに該当しなくなったとき、速やかに支部を経由して理事長へ届けなければならない。

(特別組合員証)

第 4 条 理事長は、特別組合員申請が適正であると認められる場合、支部を経由して当該組合員に特別組合員証を発行する。

(特典及び義務)

第 5 条 特別組合員は以下の特典及び義務を負う。

- 1) 一般組合員と同様の待遇を組合（本部）から受けることができる
- 2) 希望者は組合本部、支部等の役職に就くことが免除される
- 3) 組合費等の減免（本部組合費の半額）を受けすることができる
- 4) 支部費等の減免は各支部において決定する。

- 5) 全美連「美容所賠償責任補償制度」に加入しなければならない

2. 前項第 3 号の対象及び詳細は組合理事会において決定する。

(資格の喪失)

第 6 条 次の場合に特別組合員は資格を失う。

- 1) 死亡
- 2) 組合員でなくなったとき
- 3) 組合除名処分を受けたとき
- 4) 第 2 条の条件のいずれかに該当しなくなったとき

(規程の変更)

第 7 条 この規程の変更は組合理事会において、出席構成員の過半数の議決を必要とする。

(規程の実施)

第 8 条 この規程は平成 18 年 4 月 17 日第 1 回理事会の議決により、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

2. この規定の変更は平成 25 年 12 月 9 日第 4 回理事会の議決により平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
3. この規定の変更は平成 28 年 5 月 16 日第 54 回総代会の議決により平成 28 年 5 月 17 日から施行する。
4. この規程の変更は平成 30 年 12 月 3 日第 5 回理事会の議決により即日実施する。
5. この規定の変更は令和 2 年 6 月 1 日第 58 回総代会の議決により即日実施する。

### 三重県美容業生活衛生同業組合

#### ◎共済見舞金制度規程

(規程の準拠)

第 1 条 この規程は三重県美容業生活衛生同業組合定款（以下定款という）第 7 条第 15 号により設置し、三重県美容業生活衛生同業組合共済見舞金制度（以下共済会という）と称す。

(目的)

第 2 条 本会は会員相互の共済及び福利増進を図ることを目的とする。

(加入と会員)

第 3 条 本会は三重県美容業生活衛生同業組合員（以下組合員という）及びその従業員（美容師免許取得者）をもって組織する。